

令和3年度土木工事標準積算基準（令和3年9月27日付第202100158629号県土整備部長通知）の一部を以下のように改定する。

改定後	改定前																
<p>第I編 総則</p> <p>第3章 一般管理費等及び消費税等相当額</p> <p>1)一般管理費等</p> <p>4.一般管理費等率の補正</p> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(4)前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>23.57%</u></td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td style="text-align: center;"><u>9.74%</u></td> </tr> </table> <p>(5)算定式</p> <p>[一般管理費等率算定式] $Gp = -4.97802 \times \text{LOG}(Cp) + 56.92101$ (%)</p> <p>ただし、Gp：一般管理費等率(%) Cp：工事原価(単位円)</p> <p>(注)1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章2)間接工事費2. 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(二)」及び「第2章②間接工事費2. 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>第IV編 道路</p> <p>第7章 橋梁工</p> <p>① 鋼橋製作工</p> <p>1. 請負工事費の積算体系</p> <p>1-2 請負工事費の費目</p> <p>(1)工場製作</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>間接工事費は、間接労務費と工場管理費からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接労務費 間接労務費は工場製作にかかる間接費で、間接作業賃金、事務技術職員給与、間接外注費、横持運搬費からなり、製作費の中に計上された直接労務費に対して、間接労務費率 <u>40.8%</u> を乗じて求める。 ・工場管理費 工場管理費は工場製作にかかる間接費で、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信・交通費、動力・用水・光熱費、交際費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、動産賃貸料、電算関係費、雑費からなり、直接工事費と間接労務費の和である純工事費から材料費（但し、工場塗装に係る材料費は除く）を除いた額に工場管理費率 <u>33.5%</u> を乗じて求める。 <p>(中略)</p> <p>2. 材料費</p> <p>2-3 エキストラ</p> <p>(2)寸法エキストラ（鋼板についてのみ適用する）</p> <p>1) 中厚板（中板，厚板）</p> <p>標準的な寸法，構造諸元の橋梁の場合，巾，長さに関する寸法エキストラとしては，次の値を標準として用いてよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガーダー形式 <u>1,200 円/t</u> ・ボックス 〃 <u>1,900 円/t</u> ・トラス・アーチ 〃 1,600 円/t <p>(中略)</p> <p>2-8 溶接材料費及び副資材費</p> <p>(2) 副資材費</p> <p>副資材費は，工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で，加工鋼重（購入部品を除いた鋼材の質量）当り溶接材料込みで <u>16,400 円/t</u> とする。</p> <p>(中略)</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	<u>23.57%</u>	一般管理費等率算定式により算出された率	<u>9.74%</u>	<p>第I編 総則</p> <p>第3章 一般管理費等及び消費税等相当額</p> <p>1)一般管理費等</p> <p>4.一般管理費等率の補正</p> <p>別表第1 一般管理費等率</p> <p>(4)前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>工事原価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;">22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td style="text-align: center;">7.47%</td> </tr> </table> <p>(5)算定式</p> <p>[一般管理費等率算定式] $Gp = -5.48972 \times \text{LOG}(Cp) + 59.4977$ (%)</p> <p>ただし、Gp：一般管理費等率(%) Cp：工事原価(単位円)</p> <p>(注)1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章2)間接工事費2. 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(二)」及び「第2章②間接工事費2. 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>第IV編 道路</p> <p>第7章 橋梁工</p> <p>① 鋼橋製作工</p> <p>1. 請負工事費の積算体系</p> <p>1-2 請負工事費の費目</p> <p>(1)工場製作</p> <p>2) 間接工事費</p> <p>間接工事費は，間接労務費と工場管理費からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接労務費 間接労務費は工場製作にかかる間接費で，間接作業賃金，事務技術職員給与，間接外注費，横持運搬費からなり，製作費の中に計上された直接労務費に対して，間接労務費率 37.6% を乗じて求める。 ・工場管理費 工場管理費は工場製作にかかる間接費で，福利厚生費，修繕維持費，事務用品費，通信・交通費，動力・用水・光熱費，交際費，地代家賃，減価償却費，租税公課，保険料，動産賃貸料，電算関係費，雑費からなり，直接工事費と間接労務費の和である純工事費から材料費（但し，工場塗装に係る材料費は除く）を除いた額に工場管理費率 28.8% を乗じて求める。 <p>(中略)</p> <p>2. 材料費</p> <p>2-3 エキストラ</p> <p>(2)寸法エキストラ（鋼板についてのみ適用する）</p> <p>1) 中厚板（中板，厚板）</p> <p>標準的な寸法，構造諸元の橋梁の場合，巾，長さに関する寸法エキストラとしては，次の値を標準として用いてよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガーダー形式 1,000 円/t ・ボックス 〃 1,600 円/t ・トラス・アーチ 〃 1,600 円/t <p>(中略)</p> <p>2-8 溶接材料費及び副資材費</p> <p>(2) 副資材費</p> <p>副資材費は，工場製作にかかる溶接材料及び消耗材料で，加工鋼重（購入部品を除いた鋼材の質量）当り溶接材料込みで 12,000 円/t とする。</p> <p>(中略)</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの														
一般管理費等率	<u>23.57%</u>	一般管理費等率算定式により算出された率	<u>9.74%</u>														
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの														
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%														

改定後	改定前																
<p>第IX編 機械設備 ⑤請負工事費の積算 2 据付工事原価 2-2 間接工事費 表-1・10 標準一般管理費等率</p> <table border="1" data-bbox="181 380 1095 560"><thead><tr><th>対象額</th><th>標準一般管理費等率</th></tr></thead><tbody><tr><td>500万円以下</td><td>26.17%</td></tr><tr><td>500万円を超え 30億円以下</td><td>$G1 = -1.4357 \text{LOG}(C1) + 35.789$ ただし、G1：標準一般管理費等率(%) C1：対象額(円)</td></tr><tr><td>30億円を超えるもの</td><td>22.18%</td></tr></tbody></table> <p>(注) G1の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>	対象額	標準一般管理費等率	500万円以下	26.17%	500万円を超え 30億円以下	$G1 = -1.4357 \text{LOG}(C1) + 35.789$ ただし、G1：標準一般管理費等率(%) C1：対象額(円)	30億円を超えるもの	22.18%	<p>第IX編 機械設備 ⑤請負工事費の積算 2 据付工事原価 2-2 間接工事費 表-1・10 標準一般管理費等率</p> <table border="1" data-bbox="1522 380 2436 560"><thead><tr><th>対象額</th><th>標準一般管理費等率</th></tr></thead><tbody><tr><td>500万円以下</td><td>27.00%</td></tr><tr><td>500万円を超え 30億円以下</td><td>$G1 = -2.9648 \text{LOG}(C1) + 46.862$ ただし、G1：標準一般管理費等率(%) C1：対象額(円)</td></tr><tr><td>30億円を超えるもの</td><td>18.76%</td></tr></tbody></table> <p>(注) G1の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。</p>	対象額	標準一般管理費等率	500万円以下	27.00%	500万円を超え 30億円以下	$G1 = -2.9648 \text{LOG}(C1) + 46.862$ ただし、G1：標準一般管理費等率(%) C1：対象額(円)	30億円を超えるもの	18.76%
対象額	標準一般管理費等率																
500万円以下	26.17%																
500万円を超え 30億円以下	$G1 = -1.4357 \text{LOG}(C1) + 35.789$ ただし、G1：標準一般管理費等率(%) C1：対象額(円)																
30億円を超えるもの	22.18%																
対象額	標準一般管理費等率																
500万円以下	27.00%																
500万円を超え 30億円以下	$G1 = -2.9648 \text{LOG}(C1) + 46.862$ ただし、G1：標準一般管理費等率(%) C1：対象額(円)																
30億円を超えるもの	18.76%																

(以上)